

令和8年度みちのく夢プラザアンテナショップ出店事業者支援事業実施要領

(目的)

第1 みちのく夢プラザアンテナショップ（以下「アンテナショップ」という。）において、北東北三県の県産品（以下「県産品」という。）を販売し、かつ、九州地区での販路拡大に意欲のある事業者に対し、食品、工芸品等を即売する機会を提供してその支援をすることにより、もって九州地区における県産品の認知度向上及び販路拡大を図ることを目的とする。

(支援内容及び対象)

第2 支援内容及び対象は次に掲げるとおりとする。

- (1) 出店1日当たり5,500円を出店経費として出店する事業者に対して支援する。ただし、次に掲げる事業者が出店する場合を除く。
 - ア 実際に出店する者が、九州又は山口県に居住する者
 - イ 国、地方公共団体、学校法人（準学校法人を含む。）、社会福祉法人及び公共性が高いと会長が判断する者（以下「国等」という。）
 - ウ 国等から補助又は委託を受けて出店する者
- (2) (1)で定める支援対象者のうち、次に掲げるいずれかに該当する場合には、出店1日当たり11,000円を出店経費として事業者に対して支援する。
 - ア 新規に出店する者
 - イ 北東北三県が実施（共催・後援含む）する食品コンクールにおける入賞商品（支援対象とする出店初日から過去2年以内）を販売する者

(実施期間)

第3 出店事業者支援事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

なお、実施期間内であっても予算の執行状況により事業を終了する場合がある。

(支援対象出店日数)

第4 支援対象とする出店日数は、実施期間中、1事業者あたり7日間以内とし、予算の範囲内で北東北三県福岡合同事務所運営協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。ただし、2日間以上出店した場合に限る。

(支援の条件)

第5 九州地区での認知度向上や販路拡大を目指す食品、工芸品等を販売することとし、北東北三県に拠点を有する事業者自らが、試飲・試食即売又は展示即売を行うものとする。

なお、出店条件等の詳細については、別途定める「みちのく夢プラザイベントコーナー利用要領」に従うものとする。

(申込方法)

第6 支援事業の活用を希望する事業者は、「令和8年度みちのく夢プラザアンテナショップ出店事業者支援事業申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、事前に申し込むものとする。

(支援の決定)

第7 会長は申込内容を審査し、必要な調整を行ったうえで利用する事業者を決定し、「令和8年度みちのく夢プラザアンテナショップ出店事業者支援事業決定通知書」(様式第2号)を申込者に送付する。

(経費の請求)

第8 支援経費の請求にあたっては、「令和8年度みちのく夢プラザアンテナショップ出店事業者支援事業請求書」(様式第3号)に必要な事項を記入のうえ、支援対象とする出店最終日から7日以内に到着するよう会長あてに提出する。

(周知)

第9 本事業は、アンテナショップホームページ、北東北三県ホームページ、各県物産振興団体等を通じて周知を図る。

(その他)

第10 この要領に定めない事項及び疑義の生じた事項については、会長と事業者が協議して定めることとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。